

立會人 谷 平造

同意書掲載ノ形式ヲ探ラズシテ同意アリタルモノ

一月賦勘定ニシテ集金不可能トナリタルモノアル時ハ是ヲ代表者ノ
提議ニ代表者ヲテ會社ノ相商ノ概制ヲ以テ調査セシメ其ノ
不可能トナリタル理由ハ取費者ノ責ニ歸スベカラザルモノナル
事ハ明瞭トナリタル場合ニハ代表者ノ裁量ニ於テ其ノ損益ヲ
負担セシメザル事アルベシ

大正十四年三月二十八日

イトエフ、ウワーパー

3

兵衛證券社第二七一號

大正十四年二月二十三日

兵庫縣知事 平塚 廣義

内務大臣若槻禮次郎殿
社会局長長岡隆一郎殿
警視總監 太田政弘殿
京都大法院以各府縣知事殿
神戸地方裁判所檢事正殿

製瓦職之同盟(能業ニ限スル件)

管下津名郡富島町机廻所在北淡比呂商會富島工場ニ赤土
樽之連十者資本金五千円ヲ提本年一月ヨリ額之三十三名(男二十六)